

素波里発電所
低濃度 P C B 含有廃棄物処分業務委託
08-DO-N1

現場説明書（条件明示）

令和 8 年度

秋田県 大館発電事務所

現場説明書（条件明示）

第1節 工程関係

本委託は、令和9年2月までに低濃度PCB廃棄物（以下「廃棄物」）の最終処分を完了するものとして見積もってください。

第2節 作業関係

（1）本業務における法令遵守及び適正処理の条件

本業務は関係法令（廃棄物処理法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の促進に関する特別措置法並びに大気汚染防止法等の関係環境法令）を遵守し、法令に基づく必要な許可または承認等を得た処理施設で適正に実施するものとします。

（2）処分時期

素波里発電所（廃棄物保管場所）から無害化処理施設（中間処理施設）までの運搬業務は、別途発注する収集・運搬業務委託受注者が行うこととし、運搬日程を調整してから当該施設への廃棄物引き渡しとします。

収集・運搬業務委託の発注は本業務委託を契約し、無害化処理施設が決定した時点で行います。

（3）本業務は、無害化処理施設の受入から最終処分及び再資源化処理までのすべてとします。

（4）業務委託費

業務委託費は（3）に係る費用及び産廃税相当額を含むものであり、無害化処理施設における廃棄物の受入量に対する処分費とし、実際の残渣等の発生有無、又は実際の残渣等量に拘らないこととします。

ただし、仕様書第2章4の処分内容に記載の総重量450kgは廃棄物受入量としての設計数量のため、無害化処理施設受入時の実測値と差異が生じた場合は協議します。

（5）無害化処理後の金属及び残渣の管理責任

無害化処理により発生する金属、残渣等すべてについて、その運搬・再資源化・最終処分の一連の工程は、受注者の責任において適正に管理・処理するものとします。